

第35号議案

豊川市空家等の適切な管理に関する条例の制定について

豊川市空家等の適切な管理に関する条例を次のように定めるものとする。

令和2年2月21日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市空家等の適切な管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）に定めるもののほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境の保全を図り、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(情報提供等)

第3条 市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者（次項において「市民等」という。）は、適切な管理が行われていないと認める空家等を発見したときは、その情報を市に提供するよう努めるものとする。

2 市民等は、市の実施する空家等に関する対策に協力するよう努めるものとする。

(緊急安全措置)

第4条 市長は、特定空家等について、人の生命、身体又は財産に重大な損害を及ぼす危険な状態が切迫していると認めるときは、当該危険な状態を回避するため必要な最小限度の措置を講ずることができる。

2 市長は、前項の措置を講じたときは、当該措置の内容を当該特定空家等の所有者等に通知するものとする。ただし、当該所有者等に通知することが困

難であるときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の措置を講じたときは、当該措置に要した費用を当該特定空家等の所有者等から徴収することができる。

(公表)

第5条 市長は、法第14条第3項の規定による命令を受けた所有者等が正当な理由がなくて当該命令に従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

- (1) 命令に従わない所有者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 命令の対象となった特定空家等の所在地
- (3) 命令の内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表の対象となる所有者等に対し、意見を述べる機会を与えなければならぬ。

(関係機関との連携)

第6条 市長は、法及びこの条例の施行のため必要があると認めるときは、愛知県豊川警察署その他の関係機関に協力を要請することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、空家等対策の推進に関する特別措置法に定めるもの
のほか、空家等の適切な管理に関し必要な事項を定めることにより、生活環境
の保全を図り、もって市民が安全に安心して暮らすことができる地域社会の実
現に寄与するため必要があるからである。